

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（平成18年徳島県規則第47号）
根 拠 法 令	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年財務省令第21号）
趣 旨	「租税特別措置法施行規則」が改正されたことに伴い、同規則の項番号が繰り下げられた。 これに伴い、本県の規則で引用している同規則の条項番号を、現在の法令と整合させるための形式的な整備（項ずれの修正）を行うもの。
概 要	第2条第2項第6号中「第13条の3第8項第2号ロ」を「第13条の3第9項第2号ロ」に、「第21条の19第9項第2号ロ」を「第21条の19第10項第2号ロ」に改める。
施 行 日	令和8年6月12日
県民意見等を募集しなかった理由	租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う項のずれを整理するものであり、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。
その他参考事項	